

全建事発第 47号

平成17年7月 6日

各都道府県建設業協会会長 殿

社団法人 全国建設業協会

会長 前田 靖 浩



「建設機械施工安全技術指針」の一部訂正について

標記の技術指針につきましては、「建設機械施工安全技術指針の一部改正について」(平成17年4月13日付、全建事発第11号)にて周知方ご依頼申し上げたところではありますが、この度、国土交通省より当指針の一部訂正について連絡がありましたので、改めて貴会傘下会員に対し、周知方お願い申し上げます。

なお、今回は文書の容量が多いため郵送とさせていただきますが、「建設機械施工安全技術指針」本文につきましては、国土交通省ホームページの以下のページにてPDF形式での閲覧が可能です。

URL：<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kensetsusekou/kankyo/mic/kenkiss.htm>

(国土交通省→総合政策→建設施工と建設機械→安全対策→建設機械の安全対策→建設施工安全技術指針)

以上

事務連絡
平成17年6月28日

社団法人
全国建設業協会 会長 殿

国土交通省
総合政策局 建設施工企画課
企画専門官 藤野 健一

「建設機械施工安全技術指針」の一部訂正について

標記の技術指針については、「建設機械施工安全技術指針の一部改正について（平成17年3月31日付、国総施第191号）」で参考送付しているところですが、本指針の内容に一部訂正がありましたので、別添のとおり御連絡申し上げます。

なお、本指針に関して問い合わせ等がある場合は下記、担当者まで御連絡頂きますようお願い申し上げます。

※本指針に関する内容は国土交通省のホームページにも掲載しております。
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kensetsusekou/kensetsusekou.htm>

(問い合わせ先)

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

国土交通省総合政策局建設施工企画課施工調査係 岩崎・長倉

TEL03-5253-8111(代表) 内線24954

FAX03-5253-1556

<p>第7章 現場管理 (現場の維持管理)</p> <p>第16 工事は、施工計画に基づき進めるとともに、現場の状況、および作業内容の状態でよく把握して、現場を適切に維持管理すること。</p> <p>2、現場に搬入される建設機械が、施工計画に基づいて選定された機種、規格、組合せであること及び適正な整備状況等であることを確認すること。</p> <p>第8章 建設機械の一般管理 (組立・分解又は解体の留意事項)</p> <p>第23 建設機械の組立・分解又は解体作業の開始に先立ち、作業指揮者を指名し、その日時、場所、作業手順、安全対策等について打合せを行い、関係作業員へも周知徹底すること。</p> <p>2、組立・分解又は解体作業中は、常に機械の安定性、安全性を確認すること。</p> <p>3、作業は、指示された手順通り行われているか確認すること。</p> <p>4、特殊な機械や新型の機械を扱う場合は、事前に指導員等が指導のうえ十分な打合せを行い、必要に応じ立合いのうえ作業を進めること。</p> <p>第14章 仮締切工、土留・支保工 (機械の安定性確保)</p> <p>第41 機械を不安定な地盤上に設置するときは、常に適切な転倒防止の措置を講ずること。また、周辺の状況変化を予測し、どのような事態においても機械の安定限度内で使用すること。</p> <p>第15章 基礎工 (運転および合図)</p> <p>第47 機械の運転操作は確実に行い、誤操作や機械の転倒等を防止するため、複合操作は行わないこと。また、機械の能力の範囲内で運転すること。</p> <p>2、機械の運転にあたっては、合図員と合図を定め、合図員の合図に従うこと。</p> <p>(機械の休止)</p> <p>第48 移動式等の機械を組立てた状態で休止しておくときは、堅固で平坦な場所に置き、機械の逸走防止と強風等による機械の転倒防止措置を講ずること。</p>	<p>第7章 現場管理 (現場の維持管理)</p> <p>第16 工事は、施工計画に基づき進めるとともに、現場の状況及び作業内容の状態でよく把握して、現場を適切に維持管理すること。</p> <p>2、現場に搬入される建設機械が、施工計画に基づいて選定された機種、規格、組合せであること及び適正な整備状況等であることを確認すること。</p> <p>第8章 建設機械の一般管理 (組立・分解又は解体の留意事項)</p> <p>第23 建設機械の組立・分解又は解体作業の開始に先立ち、作業指揮者を指名し、その日時、場所、作業手順、安全対策等について打合せを行い、関係作業員へも周知徹底すること。</p> <p>2、組立・分解又は解体作業中は、常に機械の安定性、安全性を確認すること。</p> <p>3、作業は、指示された手順通り行われているか確認すること。</p> <p>4、特殊な機械や新型の機械を扱う場合は、事前に指導員と十分な打合せを行い、必要に応じ立合いのうえ作業を進めること。</p> <p>第14章 仮締切工、土留・支保工 (機械の安定性確保)</p> <p>第41 やむを得ず機械を不安定な地盤上に設置するときは、常に適切な転倒防止の措置を講ずること。また、周辺の状況変化を予測し、どのような事態においても機械の安定限度内で使用すること。</p> <p>第15章 基礎工 (運転および合図)</p> <p>第47 機械の運転操作は確実に行い、誤操作や機械の転倒等を防止するため、複合操作は行わないこと。また、機械の能力の範囲内で運転すること。</p> <p>2、機械の運転にあたっては、あらかじめ合図員と合図を定め、合図員の合図に従うこと。</p> <p>(機械の休止)</p> <p>第48 移動式等の機械を組立てた状態で作業を休止するときは、堅固で平坦な場所に置き、機械の逸走防止と強風等による機械の転倒防止措置を講ずること。</p>
---	--

現 行 改 正 後

(環境保全)

- 第49 場所打杭工法や地盤改良工法に用いられる資材等のうち風等で飛散する物は、飛散しない方法で運搬、保管及び施工を行うこと。
- 2、場所打杭工法や地盤改良工法では、処理水や廃棄物の処理、建設副産物の適正処理と再生利用等について適正に管理すること。
- 3、施工に際しては、周辺環境の事前調査を十分に行うこと。

(圧気ケーゾンの設置)

- 第50 空気圧縮機は算定された最大所要自由空気量に基づいて必要台数を設置するほか、緊急時に備えて保安上十分な空気量を保持できるよう予備の空気圧縮機を設置すること。
- 2、空気圧縮機の基礎は、振動等により配管が破損しないよう十分堅固なものとする

(圧気ケーゾンの維持管理)

- 第51 機械の維持管理にあたっては、点検責任者を指名し、各機械ごとの点検表に基づいて点検を行うこと。予備の機械については、定期的を試運転を行い、いつでも稼働できるように管理すること。
- 2、機械の運転にあたっては、有資格者を指名し、連絡方法を定め、確実に連絡通報ができるようにすること。
- 3、送気設備の異常、または有毒ガスの発生等に備えて、有毒ガス警報装置や電話等の適宜連絡設備を設置するとともに、救護訓練の実施や救護に必要な機械等を設置すること。

第16章 クレーン工、リフト工

(クレーンの使用時の遵守事項)

- 第53 高所及び敷地周辺からのつり荷・つり具等の落下、飛散等に十分注意することと
もに、これらによる危害を防止するための措置を講ずること。
- 2、クレーン作業は、原則として工事現場内とすること。工事現場外で使用する場合には作業範囲内への立入りを制限する等の措置を講ずること。
- 3、クレーン安全装置は、常に整備されていること。
- 4、クレーンの組立及びクワイミング、分解又は解体にあたっては、安全な作業を考慮した施工要領を定め、正しい知識、技能を有する者を指名し、定められた手順を厳守すること。

(環境保全)

- 第49 場所打杭工法や地盤改良工法に用いられる資材等のうち風等で飛散する物は、予防処置を講じて運搬、保管及び施工を行うこと。
- 2、場所打杭工法や地盤改良工法では、処理水や廃棄物の処理、建設副産物の処理と再生利用等について適正に管理すること。
- 3、施工に際しては、周辺環境の事前調査を十分に行うこと。

(圧気ケーゾンの設置)

- 第50 空気圧縮機は算定された最大所要自由空気量に基づいて必要台数を設置するほか、緊急時に備えて保安上十分な空気量を保持できるよう予備の空気圧縮機を設置すること。
- 2、空気圧縮機の基礎は、振動等により配管が破損しないよう十分堅固なものとする
- 3、送気設備の異常、または有毒ガスの発生等に備えて、有毒ガス警報装置や電話等の適宜連絡設備を設置するとともに、救護訓練の実施や救護に必要な機械等を設置すること。

(圧気ケーゾンの維持管理)

- 第51 機械の維持管理にあたっては、点検責任者を指名し、各機械ごとの点検表に基づいて点検を行うこと。予備の機械については、定期的を試運転を行い、いつでも稼働できるように管理すること。
- 2、機械の運転にあたっては、有資格者を指名し、連絡方法を定め、確実に連絡通報ができるようにすること。
- 3、送気設備の異常、または有毒ガスの発生等に備えて、救護に関する訓練を行うこと。

第16章 クレーン工、リフト工

(クレーンの使用時の遵守事項)

- 第53 高所及び敷地周辺からのつり荷・つり具等の落下、飛散等に十分注意することと
もに、これらによる危害を防止するための措置を講ずること。
- 2、クレーン作業は、原則として工事現場内とすること。工事現場外で使用する場合には作業範囲内への立入りを制限する等の措置を講ずること。
- 3、クレーン安全装置は、常に整備されていること。
- 4、クレーンの組立及びクワイミング、分解又は解体にあたっては、安全な作業を考慮した施工要領を定め、正しい知識、技能を有する者を指名し、定められた手順を厳守すること。

現 行	改 正 後
<p>5、同一条件で繰り返し作業の多いクレーンのワイヤロープは、損耗が特に著しいので、定期的に点検を実施し、必要に応じて交換すること。</p> <p>6、施工現場には風速の把握に必要な吹き流しや風速計を必要に応じて用意すること。</p> <p>7、玉掛け作業に用いるワイヤロープには、つり荷の重量及び使用状況を考慮したワイヤ径を選定すること。</p> <p>8、玉掛け作業には有資格者をあて、つり荷の重心位置、固縛状況を確認し、つり荷の<u>落下</u>に<u>細心の注意</u>をはらうこと。</p> <p>9、<u>重機</u>操作時には、誘導員配置や<u>重機</u>と人との行動範囲の分離措置をとること。</p> <p>(移動式クレーンの倒壊、転倒、逸走等の防止)</p> <p>第55 移動式クレーンの使用にあたっては、つり荷による遠心力や衝撃荷重及び強風等による倒壊、転倒防止の措置を講ずること。</p> <p>2、作業中断時の移動式クレーンには、逸走防止の措置を講ずること。</p> <p>3、気象情報の収集に努めるとともに、クレーン安全規則に則り、強風等のため、クレーンに係る作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を中止すること。</p> <p>4、移動式クレーンの作業にあたっては、作業地盤の耐力を確認し、耐力が十分でない場合、必要な措置を講ずること。</p> <p>5、アウトリガまたはクローラは、最大限に張出して使用すること。</p>	<p>5、同一条件で繰り返し作業の多いクレーンのワイヤロープは、損耗が特に著しいので、定期的に点検を実施し、必要に応じて交換すること。</p> <p>6、施工現場には風速の把握に必要な吹き流しや風速計を必要に応じて用意すること。</p> <p>7、玉掛け作業に用いるワイヤロープには、つり荷の重量及び使用状況を考慮したワイヤ径を選定すること。</p> <p>8、玉掛け作業には有資格者をあて、つり荷の重心位置、固縛状況を確認し、つり荷の<u>落下</u>防止に<u>細心の注意</u>をはらうこと。</p> <p>9、<u>クレーン</u>操作時には、誘導員配置や<u>クレーン</u>と人との行動範囲の分離措置をとること。</p> <p>(移動式クレーンの倒壊、転倒、逸走等の防止)</p> <p>第55 移動式クレーンの使用にあたっては、つり荷による遠心力や衝撃荷重及び強風等による倒壊、転倒防止の措置を講ずること。</p> <p>2、作業中断時の移動式クレーンには、逸走防止の措置を講ずること。</p> <p>3、気象情報の収集に努めるとともに、クレーン安全規則に則り、強風等のため、クレーンに係る作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を中止すること。</p> <p>4、移動式クレーンの作業にあたっては、作業地盤の耐力を確認し、耐力が十分でない場合、必要な措置を講ずること。</p> <p>5、アウトリガまたはクローラは、最大限に張出して使用すること。</p>
<p>(建設用リフト・工事用エレベータ使用時の遵守事項)</p> <p>第58 建設用リフト・工事用エレベータ等の使用にあたっては、荷台の落下、揚重物の落下・飛散等の防止措置を講ずること。また、搬器の昇降及びワイヤロープの走行により作業員の危険が生ずる恐れのある箇所は、囲いを設け立入り禁止とすること。</p> <p>2、ロングスパン工事用エレベータ等に作業員を搭乗させる場合は、その搭乗範囲に堅固なヘッドガードと積載物との遮断設備を設け、接触事故の防止を行なうこと。</p> <p>3、建設用リフト・工事用エレベータの安全装置が機能を発揮できるように、常に整備されているかを確認すること。</p> <p>4、建設用リフト・工事用エレベータの組立及びクライミング、分解又は解体作業にあたっては、安全な作業を考慮した施工要領を定め、正しい知識と技能を有するものを指名し、定められた手順を遵守させること。</p>	<p>(建設用リフト・工事用エレベータ使用時の遵守事項)</p> <p>第58 建設用リフト・工事用エレベータ等の使用にあたっては、荷台の落下、揚重物の落下・飛散等の防止措置を講ずること。また、搬器の昇降及びワイヤロープの走行により作業員の危険が生ずる恐れのある箇所は、囲いを設け立入り禁止とすること。</p> <p>2、ロングスパン工事用エレベータ等に作業員を搭乗させる場合は、その搭乗範囲に堅固なヘッドガードと積載物との遮断設備を設け、接触事故の防止を行なうこと。</p> <p>3、建設用リフト・工事用エレベータ等の安全装置が機能を発揮できるように、常に整備されているかを確認すること。</p> <p>4、建設用リフト・工事用エレベータ等の組立及びクライミング、分解又は解体作業にあたっては、安全な作業を考慮した施工要領を定め、正しい知識と技能を有するものを指名し、定められた手順を遵守させること。</p>

現 行 改 正 後

第18章 構造物取壊し工
(事前調査と施工計画)

第65 構造物の取壊し作業にあたっては、十分な事前調査を行うこと。
2、事前調査は、形状、構造、腐朽状態、危険性等、取壊す構造物に対する調査だけでなく、周辺構造物、埋設物等にも注意を払うこと。
3、事前調査結果を踏まえ、適切な施工計画を作成すること。
4、解体工事中に、想定外の構造等が明らかになった場合は、作業を中断し、追加調査の実施、施工計画の再検討を行うこと。
5、ただし、小規模な構造物の取壊し作業にあたっては、施工計画の作成を省略できる。

(解体作業の安全留意事項)

第66 作業にあたっては施工計画と同時に、安全注意事項も事前に関係作業員に周知徹底すること。
2、関係者以外の立入り禁止など各工種共通の安全措置のほか、取壊し作業固有の安全措置にも十分に配慮すること。

第19章 舗装工

(交通規制と周辺生活環境への対応)

第68 舗装工はどろろの交通規制をともなうことや住民の生活圏に接近して行われることが多いため、周辺生活環境の保全及び公衆災害の防止の措置を講ずること。
2、第三者から受ける交通事故(もらい事故)の防止措置を講ずること。

第18章 構造物取壊し工

(事前調査と施工計画)

第65 構造物の取壊し作業にあたっては、十分な事前調査を行うこと。
2、事前調査は、形状、構造、腐朽状態、危険性等、取壊す構造物に対する調査だけでなく、周辺構造物、埋設物等にも注意を払うこと。
3、事前調査結果を踏まえ、適切な施工計画を作成すること。
4、取壊し作業中に、想定外の構造等が明らかになった場合は、作業を中断し、追加調査の実施、施工計画の再検討を行うこと。
5、ただし、小規模な構造物の取壊し作業にあたっては、施工計画の作成を省略できる。

(取壊し作業の安全留意事項)

第66 作業にあたっては施工計画と同時に、安全注意事項も事前に関係作業員に周知徹底すること。
2、関係者以外の立入り禁止など各工種共通の安全措置のほか、取壊し作業固有の安全措置にも十分に配慮すること。

第19章 舗装工

(交通規制と周辺生活環境への対応)

第68 舗装工は道路の交通規制を伴うことや住民の生活圏に接近して行われることが多いため、周辺生活環境の保全及び公衆災害の防止措置を講ずること。
2、第三者から受ける交通事故(もらい事故)の防止措置を講ずること。